

「（仮称）出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔全体事項〕

- (1) 対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業の計画があることから、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、他事業者と積極的に情報共有を図り、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業計画や工事内容に加え、調査地点等の設定根拠や超低周波音に係る影響範囲等の環境影響評価に関する情報等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

〔大気環境〕

〈騒音・超低周波音〉

- (1) 現在の騒音・低周波音の調査地点である G9 より対象事業実施区域に近い南側の県境付近に住宅等の分布が見られることから、G9 の地点設定を見直す必要がないか検討すること。
- (2) 建設機械の稼働による騒音の予測にあたっては、騒音規制法に基づく規制基準ではなく、各調査地点において騒音に係る環境基準との整合が図られているかを評価すること。

〔水環境〕

- (1) 水の濁りの予測にあたっては、令和 2 年 7 月豪雨時の降雨状況のほか、熊本県内における過去の最大雨量や降雨継続時間等を参考にすること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には 4 箇所の水源（湧水）が存在しており、道路拡幅工事や森林伐採等の土地改変によって影響を受ける可能性があるため、地下水について、調査、予測及び評価する必要があるか検討すること。

なお、影響が小さいと判断した場合は、その根拠を図書に記載すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物（鳥類）〉

- (1) 調査期間中にクマタカの繁殖が見られなかった場合は、調査期間の延長や聞き取り調査の実施等を検討し、クマタカの行動圏の把握に努めること。

〈生態系〉

- (1) クマタカの餌種調査について、鳥類に加えて、へび類や小型哺乳類の生息個体数を含めて餌量として算出する必要があるか検討すること。

【その他】

- (1) 森林伐採による土砂災害及び土砂流出並びに山林の保水機能の低下に伴う下流域への影響等については、近年頻発する集中豪雨の傾向等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

「（仮称）出水水俣ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」についての留意事項等

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p4	事業の実施が想定される区域に関する留意点	対象事業実施区域に熊本県が管理する県有林が含まれる可能性があるが、県有林では、地域の公益性・公共上必要と認める範囲でしか土地の貸付を行っておらず、特定の企業の利益につながるような事業については、貸付を認めていない。このことを踏まえ、風車の配置計画を再度検討すること。
p20等	記載内容の確認	図3.1-1の矢筈岳雨量観測所の位置、図3.1-10の「五女木川」及び「坂元川」の名称、表3.2-49の235番の「五目木遺跡」について、誤りがないか確認すること。
p40	新幹線鉄道騒音の調査結果に関する記載	水俣市内での新幹線鉄道騒音の調査結果を掲載する必要がないか検討すること。
p57等	断層の存在を考慮した風力発電機の設置検討	対象事業実施区域周辺には、出水断層帯が存在しているため、風力発電機の安全な配置について慎重に検討すること。
p62	断層に関する記載	対象事業実施区域内に存在する活断層（矢筈岳断層・君名川断層）を地質図に明記すること。
p109等	植生を踏まえた風力発電機設置位置の検討	熊本県における対象事業実施区域の一部に自然度8の林分が存在する可能性があることから、これらの森林植生の改変を極力回避すること。
p140等	景観に配慮した計画の検討	風力発電機の設置にあたっては、景観に対し重大な影響を与えることがないような配置を検討し、スカイラインの分断の回避に努めること。また、周辺で計画されている他の風力発電事業と情報共有し、自然景観に十分配慮すること。
p146等	人と自然との触れ合いの活動の場に関する記載	人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、矢筈岳の登山ルート等に関する情報を記載すること。
p177等	住宅等の図示	「住宅等」を図示する際、対象事業実施区域

該当頁	該 当 事 項	内 容
		等その他の項目の図示範囲と重複する場合は、「住宅等」の位置のほうをより認識できるよう記載を工夫すること。
p235～ p239	砂防指定地等の指定状況の確認等	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に係る地域については、指定の追加等があるため、最新の資料で指定状況を確認すること。
p241	災害対策	対象事業実施区域の多くが山地災害危険地区に指定されていることから、土砂流出や土砂崩壊等の発生防止対策について十分検討すること。
p372	水環境の地域特性に関する記載	水環境に関する主な地域特性について、対象事業実施区域周辺的生活用水が地下水に依存していることを記載すること。
p390 等	超低周波音の調査結果の記載	超低周波音の予測にあたっては、G 特性の補正を行わない Z 特性 (FLAT 特性) の音圧レベルの予測値を記載すること。
p390 等	超低周波音の調査結果の記載	超低周波音の予測値については、「心身に係る苦情に関する参照値」及び「物的苦情に係る参照値」と比較した表を掲載すること。
p390 等	超低周波音の予測に係る参考データの記載	超低周波音の予測にあたっては、予測に使用した風力発電機の情報と併せて、本事業の予測値と国内の主流規模 (2000kW/機) の風力発電機の実測値との比較表の記載を検討すること。
p390 等	超低周波音の生態系への影響に関する情報収集等	風力発電機の稼働に伴う超低周波音の生態系への影響について、国内外の事例の情報収集を行い、最新知見等の把握に努めること。 なお、情報収集の結果、生態系に重大な影響を与える恐れがあると判断される場合は、予測等の実施を検討すること。
p396	水質調査にあたっての留意点	水質の調査にあたって、水素イオン濃度 (pH) の測定を検討すること。
p405 等	哺乳類の調査に関する記載	哺乳類の調査について、ムササビやモモンガを調査対象とすることとした場合は、そのことがわかるように図書の記載を見直すこと。
p405 等	哺乳類の調査に関する留意点	ニホンカモシカの日撃情報を参考に、自動撮影装置は、熊本・鹿児島県境の稜線への設置を検討すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p407	渡り鳥調査の調査日数に関する記載	渡り鳥調査の調査日数について、図書に記載すること。
p407	希少猛禽類調査に関する留意点	希少猛禽類の調査にあたっては、調査を進める中で把握した現地の生息状況に応じて、調査内容の拡充を検討すること。
p407	鳥類の調査にあたっての留意点	対象事業実施区域周辺には、環境省レッドリストの絶滅危惧 I B類に指定されているブッポウソウが生息している可能性があるため、調査にあたっては留意すること。
—	事業実施に伴う森林伐採面積の記載	事業実施に伴う消失予定の森林の面積の記載を検討すること。
—	累積的影響の対象項目を整理した表の記載	「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集」（平成 30 年 3 月 経済産業省）の「6.1 累積的な影響」を参考に、準備書では環境要素ごとに累積的影響の対象の有無を整理した表を作成すること。

(2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p28 p32	大気質の測定結果に関する記載	表3. 1-14及び表3. 1-24の注について、長期的評価における環境基準の達成条件だけでなく、短期的評価における環境基準の達成条件も記載すること。
p38 p52	大気・土壌におけるダイオキシン類の調査に関する記載	水俣市内における大気質及び土壌のダイオキシン類の調査結果を掲載すること。
p202	特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準に関する記載	表3. 2-35の注5) の4の内容は、「4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）」に修正すること。
p242	関連法令等による規制状況のまとめに関する記載	表3. 2-52の森林法の地域森林計画対象民有林の欄で、水俣市における対象事業実施区域の指定の有無等の欄は「○」に修正すること。
p379	植物の種名の記載の修正	「ナツシダ」を「ナチシダ」に修正すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
	正	
p425 p433	植物及び生態系に関する予測の基本的な手法についての記載	「当事業と既設風力発電所との累積的な影響については、既設風力発電所を含めた形で予測を行う」と記載がある箇所は、他の項目と同様、「対象事業実施区域の周辺に建設又は計画されている風力発電所との累積的影響を予測する」との表現に修正すること。

(3) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p4	県有林での事業実施における留意点	対象事業実施区域に熊本県が管理する県有林が含まれる可能性があるが、当該県有林は、森林法に規定される水源かん養保安林に指定されており、土地の形質変更等の行為を行う場合はあらかじめ県知事の許可が必要となることから、留意すること。
p225～ p232	埋蔵文化財に関する関係市町村の教育委員会への連絡	対象事業実施区域（既存道路を拡幅する可能性のある範囲）には、周知の埋蔵文化財「五目木遺跡」が含まれるため、遺跡内で道路の拡幅等、発掘しようとする場合には、関係市町村教育委員会と協議の上、事業を進めること。 なお、出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、関係市町村教育委員会に連絡すること。
p225～ p232	埋蔵文化財に関する協議	工事施工時に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条第1項に基づく手続きとして、発掘調査等が必要になる場合があるため、留意すること。 なお、工事中の埋蔵文化財包蔵地の発見により、発掘調査等を行う場合、調査の期間確保等が必要となり、事業のスムーズな進行の妨げになる可能性があるほか、発掘調査等を担うこととなる教育委員会にとっては、突発的に発生する事例は対処困難な場合が多いため、周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれていなくても、事前に水俣市教育委員会に協議等を行うこと。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p225～ p232	天然記念物に関する関係市町村の教育委員会への連絡	地域を定めず指定されている天然記念物としてカモシカ、ヤマネ、オオサンショウウオ等があることから、事業実施等の際に、これらを発見した場合は、適切に保護するとともに、関係市町村の教育委員会に連絡すること。
p233等	熊本県景観計画に基づいた事業検討	対象事業実施区域周辺に、熊本県景観計画における水俣・芦北景観形成地域があり、特別誘導区域に区分される「湯の鶴地区」が存在している。当該地区区分の景観形成の基本方針は、「地域全体として魅力のある景観を形成していくものとする」とされていることから、事業計画の検討にあたっては、このことを踏まえ景観に十分配慮すること。
p235	森林法に基づく保安林の指定の確認	林地開発許可の対象となる開発行為の区域には、風力発電機設置箇所や搬入路（作業道）等開発に伴う造成を行う範囲全てが該当するため、該当の有無について県南広域本部林務課に確認すること。
p235～ p239	砂防指定地域内での制限等	砂防指定地域内で土地の掘削等の制限行為を行う場合は、熊本県砂防指定地管理条例に基づき、事前に県知事の許可が必要となるので、所管の県南広域本部芦北地域振興局土木部に申請すること。
p242	保安林に関する協議	保安林内において、立木を伐採する行為及び立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、または土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為をする場合には、県知事の許可を受ける必要があるため、県南広域本部林務課と協議を行うこと。
—	事業予定地の土地取引に関する留意点	事業用地を土地売買契約等で取得した場合には、契約締結日から2週間以内に知事へ届出（提出先：水俣市企画課）が必要となる場合がある。なお、土地売買等届出書の提出後は、県から開発に際しての留意事項等について通知する場合があるため、留意すること。
—	農用地区域以外の農業振興地域内における開	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外にある区域における開発行為について、当該開発

該当頁	該 当 事 項	内 容
	発行為について	行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあるとき、知事は、事業者に対しその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとなっているため、留意すること。
一	農地転用許可	農地又は採草放牧地に風力発電機を設置する場合は、農地転用許可申請の手続きが必要であり、農地区分によっては許可できない場合があることから、対象事業実施区域に農地又は採草放牧地が含まれるか否かを当該自治体に確認すること。
一	道路・河川等の施工における留意点	事業実施想定区域には、芦北地域振興局の管理する道路や河川等が存在するため、現地調査や事業実施の際は、関係法令に基づき、適切に対処すること。